

特集

愛知県では 交通死亡事故が多発しています

愛知県の昨年の交通事故死者数は141名で都道府県別にみると全国ワースト2位でした。

多くの人々の努力にもかかわらず、交通ルールの違反やマナーの低下などを原因とする悲惨な交通事故は後を絶ちません。また、自動車と歩行者や自転車との事故が多いため、道路を渡るときは必ず横断歩道を渡り、信号をきちんと守り、青になっても左右の安全を確認してから渡りましょう。

都道府県別 事故死者数(年間)

1位	東京都	146人
2位	愛知県	141人
3位	千葉県	131人
4位	大阪府	127人
5位	埼玉県	113人

(令和6年1～12月)

自転車の酒気帯び運転および携帯電話使用等に 新たに罰則が整備されました

令和6年11月1日から道路交通法が改正され、自転車の酒気帯び運転や運転中の携帯電話使用に罰則が整備されました。この改正により運転者のみでなく、飲酒運転をするおそれがあると知りながら酒類や自転車を提供する行為も罰則の対象に加えられました。酒気帯び運転や、ながら運転は重大な事故につながる可能性が高いため、交通ルールの遵守を徹底しましょう。

主な改正点

違反行為	罰則
酒気帯び運転をした場合	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自転車の酒気帯び運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が酒気帯び運転をした場合	自転車の提供者に 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自転車の酒気帯び運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が酒気帯び運転をした場合	酒類の提供者に 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
自転車運転中に携帯電話を使用した場合	6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金
自転車運転中に携帯電話を使用し 交通事故を起こすなどの 交通の危険を生じさせた場合	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車乗車用ヘルメット 購入費補助金制度をご活用ください

令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。

本村では自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車の事故における頭部の負傷を軽減するため、自転車乗車用ヘルメット購入費について令和7年度においても引き続き補助を行います。

補助対象者

村内に住所を有し、令和7年度末時点の年齢が7歳から18歳の方および65歳以上の方

補助内容

購入金額の2分の1(上限金額は2,000円)

提出書類

- 補助金交付申請書
 - 領収書の写し
 - 補助対象者の生年月日を証明するもの
 - 自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの
- 補助対象になる安全基準

補助対象となる
安全基準



○納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書

○補助金の振込先が分かるもの

○誓約書

※申請様式は村公式ホームページに掲載されています。



本公式ホームページ
「自転車乗車用ヘルメット
購入補助金」

●問合せ先 開発部建設課